

資

料

指定病院（介護老人保健施設及び介護医療院を含む）、指定老人ホーム、
指定身体障害者支援施設及び指定保護施設における

不在者投票制度の概要

（令和7年6月）

青森県選挙管理委員会

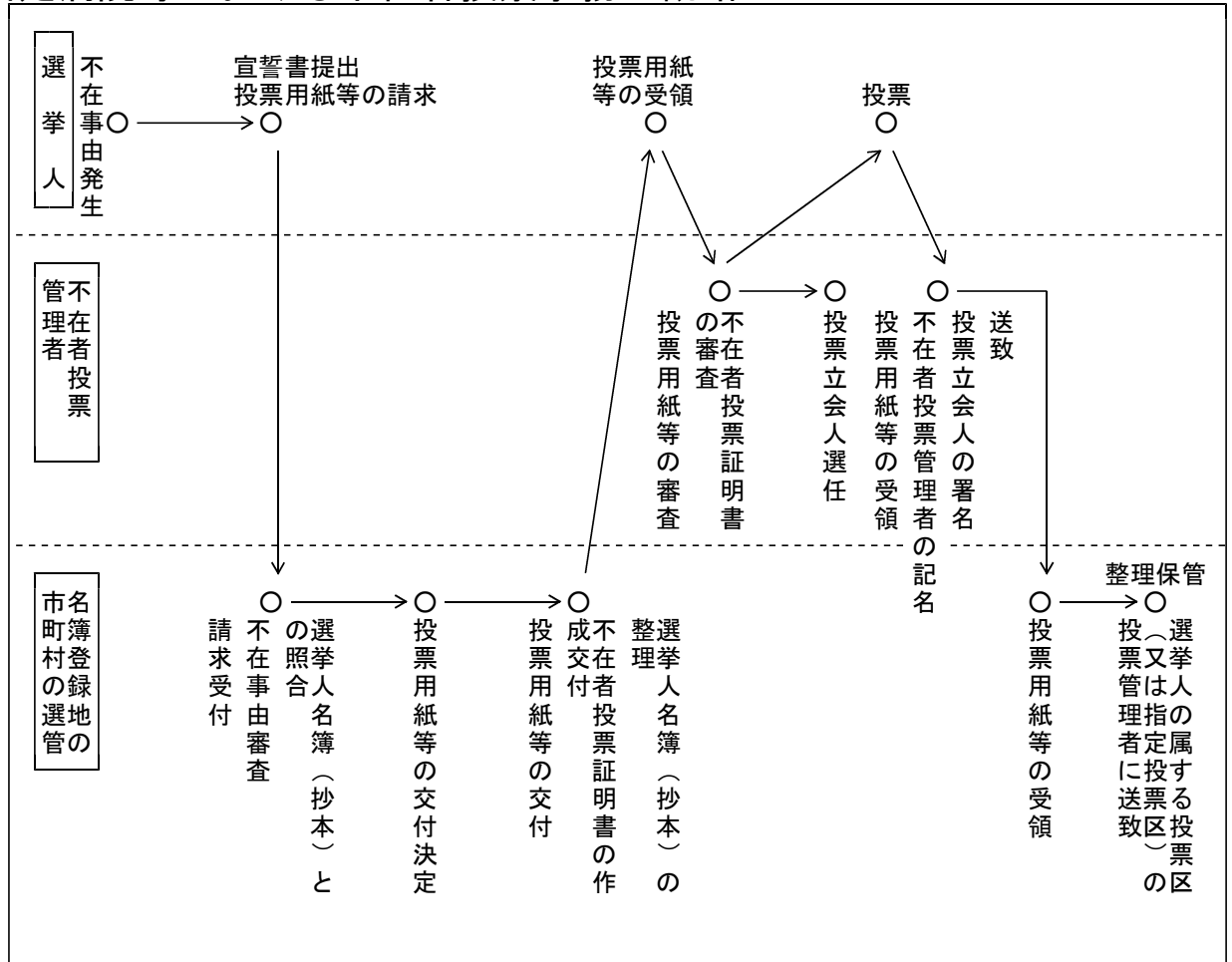
（017-734-9076）

目 次

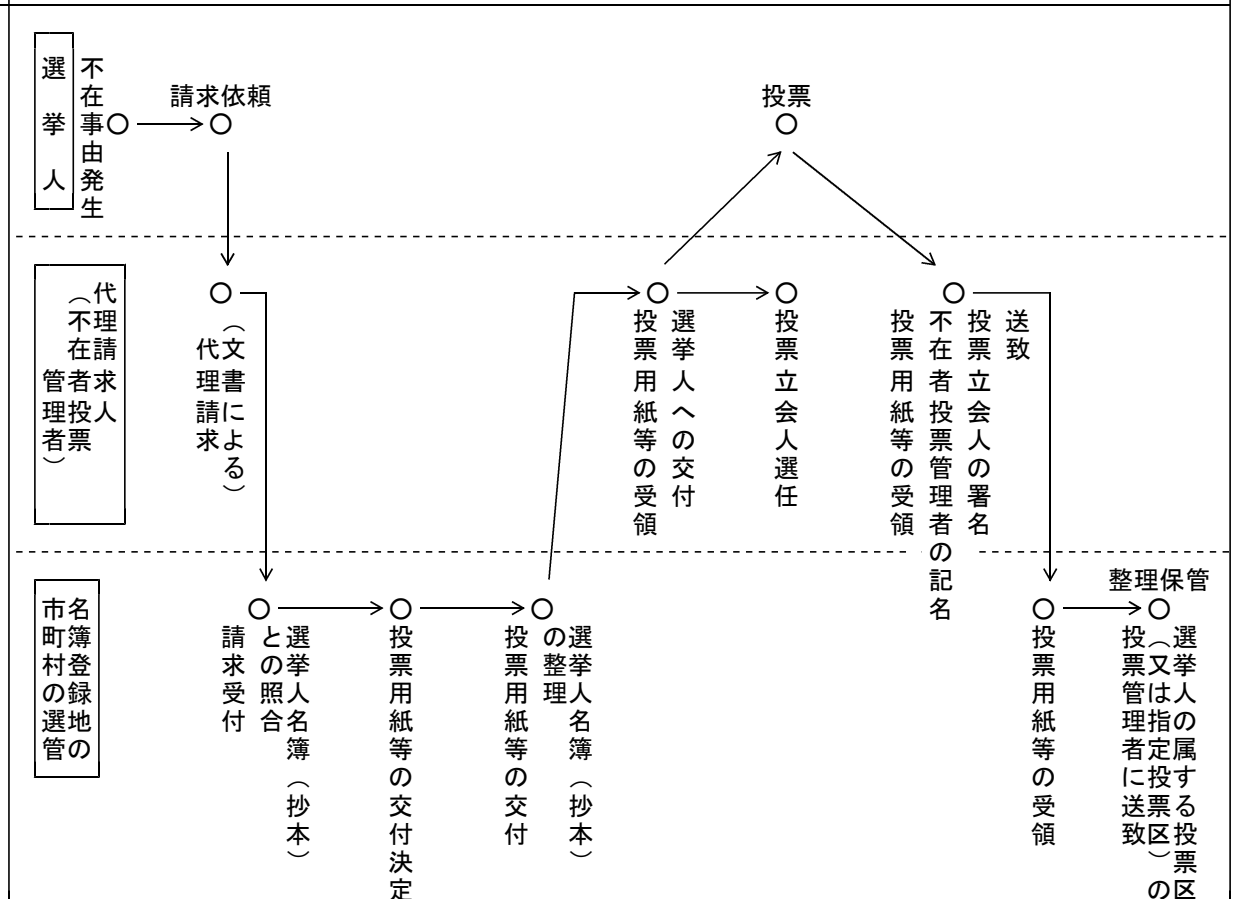
指定病院等における不在者投票事務の概略	1
1 不在者投票制度	2
2 指定病院等における不在者投票ができる者	2
3 不在者投票ができる期間	3
4 不在者投票管理者	3
5 投票用紙及び投票用封筒の請求の方法	4
6 投票用紙及び投票用封筒の交付	6
7 投票記載所の設備	6
8 不在者投票の方法	7
9 不在者投票の立会人	9
10 不在者投票の送致	10
11 不在者投票に関する経費	11
12 投票用紙等請求書	12
13 外部立会人の選定依頼文の記載例	13
14 立会人選任書の記載例	14
15 投票用外封筒の記載例	15
16 青森県内の選挙管理委員会の所在地一覧	18
 <凡例> 法・・・公職選挙法 令・・・公職選挙法施行令 規則・・・公職選挙法施行規則 (例) 令55②→公職選挙法施行令第55条第2項	

指定病院等における不在者投票事務の概略

選挙人本人の請求の場合



代理請求人の請求の場合



1 不在者投票制度

選挙人は、選挙の当日、自ら投票所へ行って投票しなければなりません（法44）。

しかし、選挙人の中には、選挙の当日一定の事由に該当することが見込まれるため又は身体に重度の障害があるために投票所に行くことができない者もありますので、できるだけ多くの者が選挙権を行使できるように不在者投票制度が設けられています。

この不在者投票制度の一つとして、都道府県の選挙管理委員会の指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設、及び保護施設又は国立保養所及び労災リハビリテーション作業所（以下、「指定病院等」といいます。）に入院中又は入所中の者は、不在者投票管理者である指定病院等の長の管理の下にその指定病院等内においても投票することができることとされています（法49①、令55②④Ⅱ）。

指定病院等におけるこの制度は手続きが複雑ですが、これは、選挙人の便宜を図ることと投票の秘密・公正の原則とを調和させるための例外的な措置ですので、不在者投票管理者である指定病院等の長は、この点を理解し、違法な取扱いをしないよう十分注意するようお願いします。

2 指定病院等における不在者投票ができる者（法49）

指定病院等に入院中又は入所中の選挙人で次の不在者投票事由に該当することが見込まれる者に限られます。

(1) 事故のためその属する投票区の区域外に滞在をすること。

① 所属投票区の区域外の指定病院等に入院中又は入所中の歩行が容易な選挙人は本号に該当します。（歩行が困難な者は、次の(2)にも該当します。(2)の場合には、入所している指定病院等は所属投票区の区域内でもよいことになります。）

② 「事故」とは、交通事故、旅先での疾病負傷、天災等とされています。

(2) 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。

① 選挙人が疾病、負傷等により歩行が困難であることとは、選挙当日これらの理由によって歩行が困難であると見込まれる場合のことであり、不在者投票を行うときに歩行が困難でなくてもよいこととされています。例えば、選挙当日は手術を行う予定であるので、その前の歩行が可能な間に投票しようとする場合が考えられます。

② 所属投票区の区域内の指定病院等に入院中又は入所中の者であっても歩行が容易な場合は、本事由に該当しません。（入所している指定病院等が選挙人の属する投票区の区域外にあれば(1)に該当し、不在者投票をすることができます。）

③ 指定病院等に入院中又は入所中の者で軽い歩行ができるが乗物に乗ることが禁止されている者の場合は、不在者投票をすることができます。

3 不在者投票ができる期間（法270、令56①、令58①）

- (1) 選挙期日の公示又は告示の日の翌日から選挙の期日の前日まで、毎日午前8時30分から午後5時までの間に行うことができます。

なお、最高裁判所裁判官国民審査についても、同様に行うことができます（国民審査の告示前4日以内に新たに審査対象となる裁判官が任命される等の事情がある場合（その場合は審査の期日前7日から選挙の期日の前日までとなります。）を除く。最高裁判所裁判官国民審査法16の2①）。

- (2) 不在者投票は、選挙当日、投票所を閉鎖する時刻までに投票管理者に到達しなければなりませんので、郵送の時間等を考慮して、余裕のあるよう投票することが必要です。

4 不在者投票管理者

- (1) 不在者投票を管理する者（令55②・④）

不在者投票は、不在者投票管理者の管理の下に執行されますが、指定病院等に入院中又は入所中の者の不在者投票については当該指定病院等の長が不在者投票管理者となります（選挙人が自ら投票用紙等を請求した場合は、当該指定病院等の長のほか、その者が登録されている選挙人名簿登録地又はその者が現に所在し若しくは居住する市町村の選挙管理委員会の委員長も不在者投票管理者となる場合があります（令55①））。

なお、指定病院等の長が候補者となった場合又は外国人である場合は、その指定病院等の長は不在者投票管理者となることはできません（令55⑧）。

このような場合や病院長等に事故があり、又は欠けた場合には、院長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります（令55⑨）。

- (2) 不在者投票管理者の主な事務

- ① 不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定をすること。
- ② 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行すること。
 - ア 選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求すること（令50④）。
 - イ 交付を受けた投票用紙及び投票用封筒を直ちに選挙人に渡すこと（令53④）。
 - ウ 選挙人が投票する際に、投票用紙、投票用封筒（及び選挙人本人が投票用紙及び投票用封筒を請求したときは不在者投票証明書）を点検すること（令58①・②）。
 - エ 立会人を選び、不在者投票に立ち会わせること（令58③で準用する令56③）。
 - オ 不在者投票記載所の設備をすること（令58④で準用する令32）。
 - カ 代理投票の申請を受け、その許否を決定すること（令58④で準用する令56④⑤）。
 - キ 投票の終わった不在者投票を名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に送致すること（令60①）。

- (3) 不在者投票管理者の留意すべき事項

不在者投票の管理執行に当たっては、次の諸点に留意して公正かつ適切な事務処理をしてください。

- ① 不在者投票管理者は不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができないことになっているため、特に注意すること（法135②）。
- ② 不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所には選挙運動用ポスター及び政治活動

用ポスターを掲示することができないので、注意すること（法143①Ⅴ、法145①）

- ③ 投票日の前に選挙人に投票させる例外的な取扱いであるから、特にその取扱いは厳格にし、前もって分担事務全体の処理について計画を立て、最もスムーズに事務の処理ができるように検討しておくこと。
- ④ 勘や過去の経験に頼らず、常に法規、実例、判例等に根拠をおいて、的確に処理すること（疑わしい点については、自分の考えだけで処理しないで県や市町村の選挙管理委員会へ遠慮なくお尋ねください。）。
- ⑤ 投票事務は、确实さと迅速さが要求されるため、緊急な事務処理を必要とする場合の対策を立てておくこと。
- ⑥ 事務の管理・執行に当たっては、自由、公正、平等をモットーとし、投票の秘密保持を期し、また選挙人に威圧を加えることのないようにすること。
- ⑦ 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務を怠る罪（法226、法227、法237、法238）等の罰則があります（不在者投票の違法な管理執行によって選挙が無効とされることがないように留意してください。）。

5 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求の方法

投票用紙及び投票用封筒を請求する方法には、選挙人が自ら請求する方法（令50①）と指定病院等の長（又はこれらの代理人）が選挙人に代わって請求する方法（令50④）の二つの方法があります。

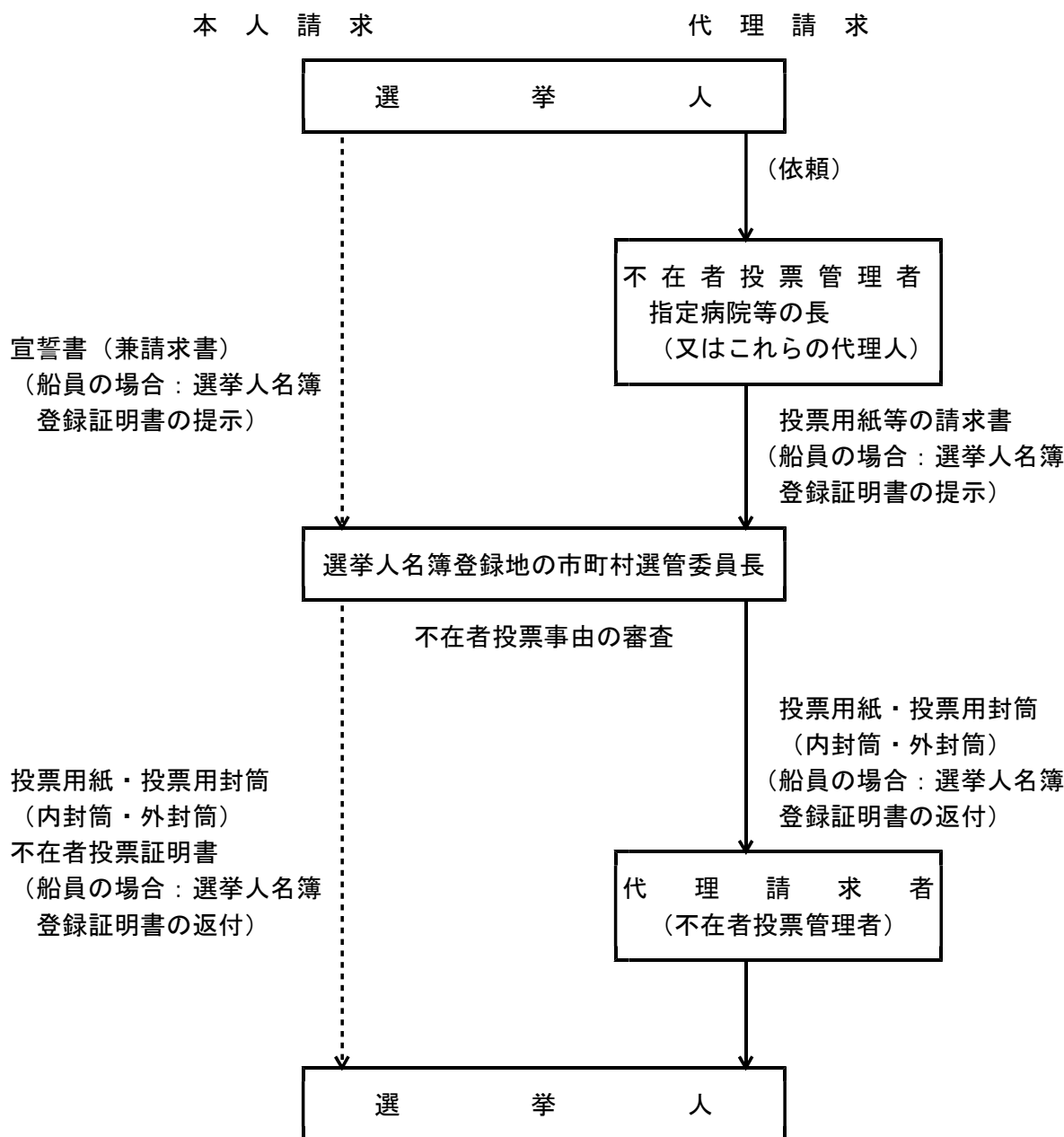
不在者投票のための投票用紙等の請求は、選挙の期日の公示又は告示の日前においても行うことができます（ただし、船員である選挙人が総務省令で指定された市町村の選挙管理委員会の委員長に請求する方法による場合は選挙の期日の公示又は告示のあった日の翌日からとなっています（令51①））。

なお、最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙等の交付の請求についても、国民審査の期日の告示の日前においても行うことができます（国民審査の告示前4日以内に新たに審査対象となる裁判官が任命される等の事情がある場合（その場合は審査の期日前7日から選挙の期日の前日までとなります。）を除く。最高裁判所裁判官国民審査法施行令13）。

（参考）総務省令で指定された県内の市町村

青森市、八戸市、むつ市、鱒ヶ沢町、深浦町、大間町

不在者投票用紙等の請求の流れ



(1) 指定病院等の長（又はこれらの代理人）が選挙人に代わって請求する方法

指定病院等の長（又はこれらの代理人）は、当該指定病院等に入院中又は入所中の者から投票用紙及び投票用封筒の請求依頼があり、その者について不在者投票事由に該当すると認めた場合は、当該選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対し請求します。県内の市町村選挙管理委員会の所在地については、巻末の一覧表を参照してください。

なお、請求する際には、併せて当該病院等で投票する旨を、また、点字投票をする場合はその旨を申し立てなければなりません（令50③、令50④）。

選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。

(2) 選挙人が自ら請求する方法

指定病院等に入院中又は入所中の者が、当該指定病院等の長（又はこれらの代理人）に依頼しないで、自ら自己の登録されている選挙人名簿の属する市町村選挙管理委員会の委員長に対して次の文書を添えて直接に、又は郵便等をもって請求します（令50①）。

不在者投票の事由に該当する旨の宣誓	} 宣誓書（兼請求書）（令52）
投票用紙及び投票用封筒の請求	

なお、選挙人が上記によって請求する際には、併せて当該病院等の施設で投票する旨を、また、点字投票をする場合はその旨を申し立てなければなりません（令50①・③）。

(3) 入院中又は入所中の選挙人が船員であるときの請求方法

入院中又は入所中の選挙人が船員であり、その選挙人名簿の属する市町村以外の市町村で総務省令で指定された市町村の選挙管理委員会の委員長に対して請求する場合は、上の(1)又は(2)の請求をする際、船員の選挙人名簿登録証明書を併せて提示しなければなりません（令50⑥）。

6 投票用紙及び投票用封筒の交付

5の請求後、投票用紙等は、市町村選挙管理委員会の委員長から直接交付されるか又は郵便等をもって送付されてきます（令53①②）。

(1) 5(1)による請求（指定病院等の長（又はこれらの代理人）が選挙人に代わって請求する方法）の場合

- ① 投票用紙
- ② 投票用封筒（外封筒、内封筒）

この場合、病院等の長（又はこれらの代理人）は、投票用紙及び投票用封筒を受け取ったら直ちにこれを選挙人に渡さなければなりません（令53④）。

(2) 5(2)による請求（選挙人が自ら請求する方法）の場合

- ① 投票用紙
- ② 投票用封筒（外封筒、内封筒）
- ③ 不在者投票証明書（不在者投票証明書用封筒に入っている。）

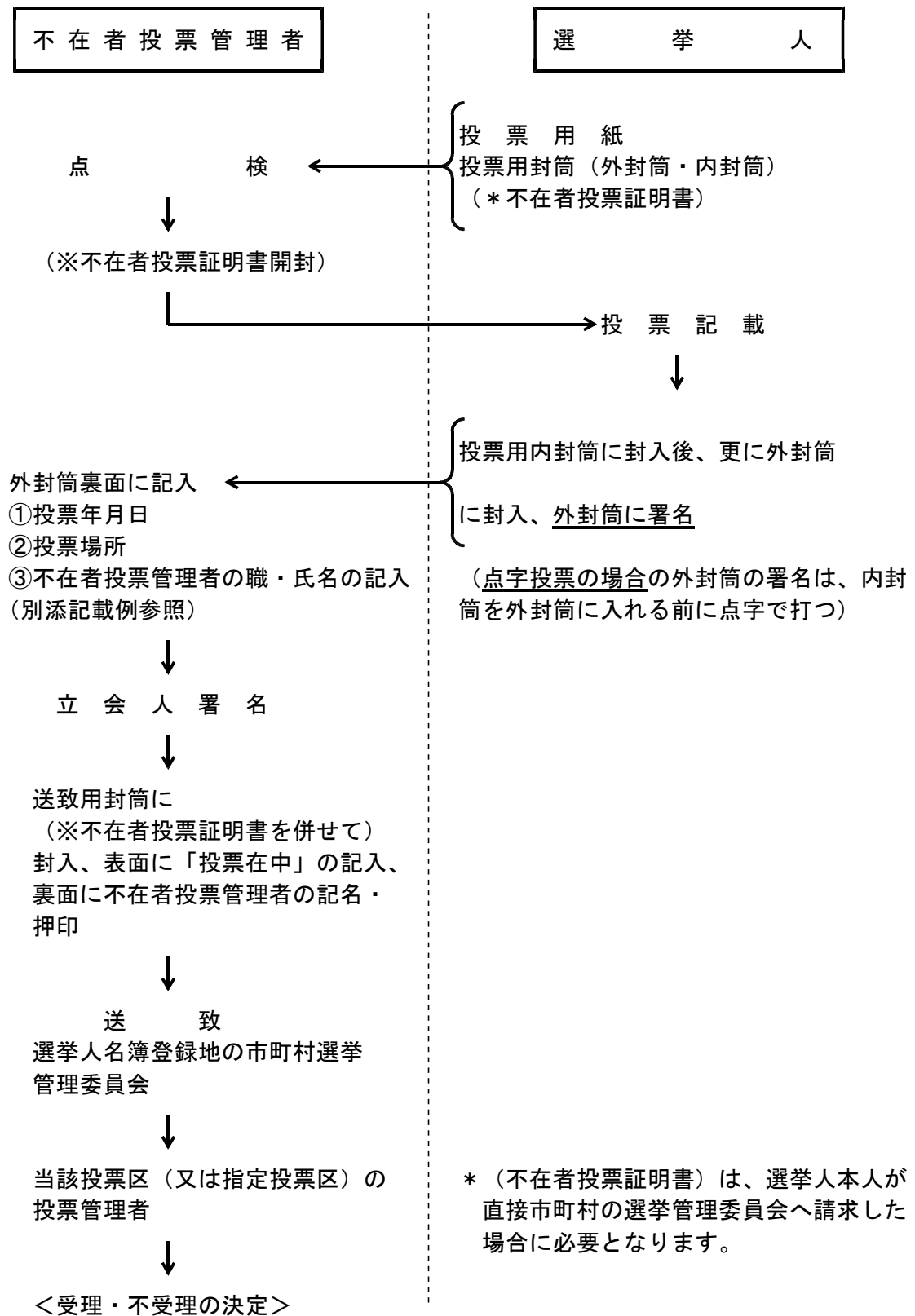
(3) 5(3)による請求（入院中又は入所中の選挙人が船員であるときの請求方法）の場合、上記の(1)又は(2)の書類のほかに、請求の際に提示した「選挙人名簿登録証明書」が返付されます。

7 投票記載所の設備

不在者投票管理者は、投票記載所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また、投票用紙の交換その他の不正が行われることを防止するために相当の設備をしなければなりません（令58④で準用する令32）。

なお、投票の記載をする場所には候補者の氏名等を記載したポスター等及び政治活動用のポスター等の文書を掲示することができないことになってますので、注意してください（法143①Ⅴ、法145①）。

8 不在者投票の方法



(1) 不在者投票をさせる前にしなければならないこと

① 投票用紙等の点検

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、正規のものであるかどうか、選挙人であるかどうかを確認すること（令58①）。

投票用紙に候補者の氏名等が記載してある場合は、不在者投票管理者は、選挙人に投票用紙等を返還し、選挙人の名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に、その投票用紙と引換えに再交付の請求をさせたいえ、正規の不在者投票を行わせること。

また、指定病院等の長が投票用紙等を選挙人に代わって請求しているときは、その請求をした指定病院等の長のもと以外では不在者投票はできません。

② 不在者投票証明書の点検

選挙人が自ら投票用紙等を請求した者であるときは、不在者投票証明書を封筒のまま提示させ、その封筒が開封されていないかどうかを点検し、開封されているときには選挙人が誤って開封したかどうかにかかわらずなく、投票させることはできません（令58②）。

点検の際に、不在者投票をする病院等と不在者投票証明書に記載されている施設の名称が一致するかを確かめ、一致しないときは選挙人にその理由を聴き、正当な理由があるときは投票させても構いませんが、その理由を不在者投票証明書の余白に記録してください。

(2) 不在者投票の手続き

① 選挙人が投票記載所において記載し投票する場合

投票用紙及び投票用封筒（選挙人自ら請求した場合は併せて不在者投票証明書の封筒）を不在者投票管理者に提示させ、その点検を受けた後、その管理する投票の記載をする場所において投票用紙に自ら当該選挙の候補者の氏名等を記載させ、これを投票用内封筒に入れて封をさせ、ついで投票用外封筒に入れて封をさせ、外封筒表面に署名させ、直ちにこれを不在者投票管理者に提出させること（令58①）。

ア この場合、不在者投票管理者は選挙権を有する者を立ち会わせること。

イ 署名を忘れたり、選挙人に代わって他の者が選挙人の氏名を記載したりしてはならないこと。

ウ 署名の下に捺印するとか、投票用封筒を印をもって封かんする必要はないこと。

エ 点字投票があったときの投票用外封筒の表面の署名は、投票用内封筒を入れる前に点字で打たせること。

② 代理投票を希望する者がいる場合

不在者投票管理者は、選挙人が身体の故障その他の事由により候補者の氏名等を自書できない者であるときは、その申請に基づいて代理投票をさせることができます。この申請は、口頭でもよいこととされています。

具体的な手続きは、まず代理投票させるときには、立会人の意見を聴いて、投票に係る事務に従事する者から補助者2人を補助者本人の承諾を得て定め、その1人の立会いの下に他の1人に投票記載所で選挙人の指示する候補者の氏名等を記載させ、それを選挙人に示したうえ、投票用内封筒に入れて封をさせ、さらにこれを投票用外封筒に入れて封をさせ、封筒の表面に選挙人の氏名を記載させて（このときには、代理記載人の欄には記載しない。）、直ちに提出させます（令58④で準用する令56④）。

なお、不在者投票管理者は、選挙人に代理投票の事由がないと認めたときは、立会人の意見を聴いたうえで代理投票を拒否することができます。

また、選挙人の家族や付添人等は、やむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた場合には投票記載所に入ることができますが、代理投票の補助者となることはできないため、投票記載所において選挙人本人の意思確認等を行う投票手続きには関与できません。

③ 代理投票の仮投票について

ア 次の場合は、代理投票の仮投票をさせなければなりません。

- ・ 代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき（令41②、令56⑤、令58④）
- ・ 代理投票をさせることについて立会人に異議があるとき（令41③、令56⑤、令58④）

イ 代理投票の仮投票の方法

代理投票の補助者のうち投票用紙に候補者の氏名等を記載した者に、投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させるほか、その者（補助者）の氏名を代理記載人の欄に記載させて提出させてください（令41④、令58④、令56⑤）。

④ ベッドの上で投票できるか

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行が困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会いがある場合に限りベッドの上ですることもできます。この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、また、投票の取扱いを慎重にしなければなりません。なお、この場合には、ベッドのある室内に選挙運動用ポスター等は掲示することができないので注意してください。

9 不在者投票の立会人

(1) 不在者投票の立会人

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する者を立ち合わせなければなりません。立会人がなく行われた投票は無効となりますので最低1人の立会人の立会いがなければなりません（令58③で準用する令56③）。

立会人は、不在者投票管理者、不在者投票事務の補助執行者、代理投票における補助者を兼ねることはできません。また、立会人は点検から送致のための受理に至る全手続に立ち会わなければなりません。

なお、立会人の資格は選挙権を有すれば足り、選挙人名簿に登録されていることは必要ではありません。

(2) 外部立会人の選任

不在者投票管理者は、市町村選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせる事その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないこととされています。

市町村選挙管理委員会に外部立会人の選定を依頼する場合は、次の手順となります。

- ① 不在者投票管理者は、不在者投票に市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち合わせようとするときは、あらかじめ不在者投票を行う日時を決定し、当該不在者投票を行う日のおおむね5日前（土日祝日を除く。）までに依頼書（P.13参照）により、当該指定病院等が所在する市町村の選挙管理委員会へ電子メール等により提出します。

※ 依頼に当たっては、事前に市町村選挙管理委員会に御相談ください。

- ② 市町村選挙管理委員会は、不在者投票管理者から依頼書の提出があったときは、外部立会人の候補者の中から、当該指定病院等での不在者投票に立ち会うことができると認められる者を選定又は任命し、その旨を当該不在者投票管理者及び外部立会人へ連絡します。

※ 外部立会人選定に当たっては、日程調整に時間を要することが予想されます。

③ 不在者投票管理者は、立会人選任書（P.14参照）を作成し、外部立会人に交付した上で、不在者投票への立会いを求めてください。

④ 不在者投票管理者は、外部立会人の立合いのもとに、不在者投票を実施します。

⑤ 不在者投票終了後、不在者投票管理者は、市町村選挙管理委員会から選定された外部立会人に謝金及び旅費を支払います。

市町村選挙管理委員会から任命された外部立会人に対しては、謝金及び旅費を支払う必要はありません（任命した市町村において支払います。）。

また、外部立会人への謝金等の支払いの際には、領収書等を徴するようにしてください。

なお、給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄が適用されるため、9,300円以上の支払いとなる場合（施設ごとに7時間を超える従事時間となる場合）は、所得税を源泉徴収する必要があります。（令和6年給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄参照）

この際の領収書等には、源泉徴収を行った額が分かるよう記載してください。

外部立会人は、市町村選挙管理委員会が選定した者であっても不在者投票管理者が選任するものですから、その業務の遂行中の災害及び自宅等から指定施設までの経路における災害に関する補償責任は、不在者投票管理者が負うことになります。

10 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合には、投票用外封筒に投票の年月日及び場所を記載のうえ、これに記名し、投票に立ち会った立会人に署名させ、さらにこれを不在者投票証明書（上の5(2)による請求の場合（名簿登録地の選挙管理委員会の委員長に選挙人自らが請求した場合）のみ）とともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名して印を押し、直ちにこれをその選挙人が登録されている選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付しなければなりません（令60①）。

この場合、投票年月日及び投票場所の記載、不在者投票管理者の記名、立会人の署名を忘れたりすると、その投票は受理されないことになりますので、注意してください。

なお、不在者投票は不在者投票管理者から選挙人の属する市町村の選挙管理委員会の委員長を経て、所属投票区（又は指定投票区）の投票管理者に送致されますが、投票所を閉じる時刻までに送致されないときは、その不在者投票は事実上投票しなかったものとして扱われますので、時間的な余裕を配慮のうえ送付してください。

郵便等による送付の際は、できるだけ特定封筒郵便（いわゆるレターパック）を使用してください。レターパックを使用される場合も表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面には記名押印してください。

（注）投票に立ち会った立会人の署名に代えて、ゴム印を使用することはできません。必ず署名（自書）してください。

11 不在者投票に関する経費

(1) 請求先

不在者投票に関する経費の請求については、その選挙を管理執行している選挙管理委員会にお願いします。

選挙の種類	請求先
衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙	青森県（※）
国会議員の補欠選挙	当該選挙を執行している都道府県
知事選挙 都道府県議会議員選挙	当該選挙を執行している都道府県 （青森県知事及び青森県議会議員選挙の場合は青森県）
市町村長選挙 市町村議会議員選挙	当該選挙を執行している市町村

※ 衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙における経費の請求は、不在者投票管理者の属する都道府県選挙管理委員会に対して行うこととなっています。選挙人の住所が青森県以外の場合に、不在者投票をした選挙人の住所がある都道府県選挙管理委員会に請求することのないよう注意してください。

(2) 経費の負担額

次の経費について、その選挙を管理執行している国又は地方公共団体が負担します。

なお、地方選挙の場合は、その選挙を管理執行している地方公共団体によって取り扱いが異なる場合があります。

① 不在者投票の事務に要する経費

実際に投票した選挙人1人につき1, 236円を負担します。

投票用紙を請求したものの実際に投票を行わなかった選挙人は対象とはなりません。

青森県への請求に当たっては、請求書に不在者投票者名簿を添付してください。

② 外部立会人に要する経費

市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人を投票に立ち会わせた場合は、その謝金及び旅費について、1, 458円に立会時間数（1時間未満の時間数があるときは、その時間数は1時間とする。）を乗じた額（その額が12, 400円を超える場合は、12, 400円）を上限として負担します。

なお、市町村選挙管理委員会が選定した者以外を外部立会人に選任した場合や市町村選挙管理委員会書記その他の市町村職員が立会人となった場合は、費用負担はありません。

青森県への請求に当たっては、請求書に立ち合いの実績、立会人に係る市町村の選定通知の写し及び立会人に係る報酬等の領収書等を添付してください。

					選挙人名簿記載
					選挙人名
					生年月日
					備考

に

令和 年 月 日

(職・氏名)

一 選挙人から公職選挙法施行令第五十条第三項の申立ての依頼があつた場合は、備考欄に「点字」と記載すること。

- 二 都道府県の議会の議員又は長の選挙において、令第五十条第五項の申請をする場合は、備考欄に「引続居住」と記載すること。
- 三 選挙の期日の公示又は告示の日前に請求をする場合には、選挙の執行年月日を記載する必要があるが、当該請求に係る選挙を指定する文言を記載すること。

13 外部立会人の選定依頼文の記載例

年 月 日

(市町村) 選挙管理委員会 あて

(施設名) 長 ○○ ○○

外部立会人の選定について（依頼）

当方においては、下記のとおり、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定に基づき、不在者投票を行う予定ですので、ついては、同条第10項の規定に基づく立会人の選定をお願いいたします。

記

日 時：

場 所：

施 設 名：

1 4 立会人選任書の記載例

年 月 日

立 会 人 選 任 書

〇 〇 〇 〇 殿

(指定施設名)

(指定病院等の長)



あなたを、下記のとおり、 年 月 日執行 選挙について、
指定病院等における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は、立会開始時刻の _____ 分前までに _____ に、
おいでください。

記

立会日時： 年 月 日 () : ~ :

不在者投票の実施場所：

○ 不在者投票の場合

- 15 -

○ 不在者投票の代理投票の場合（注 代理記載人の欄には記載しない。）

↓代理記載人に投票者の
氏名を記載させる

表

○○○○○○○○○○選挙

不在者投票

(外封筒)

○選挙
管理委員
会印

投票者
●●●●

(代理記載人
注意 投票者欄の氏名は必ず
自分で書いてください。)

投票区	住所	名簿番号	性別
		ページ	男
		番	女

↓記入する

裏

投票年月日 令和●●年●●月●●日 投票場所 ●●●●●●

不在者投票管理者 ●●●●●●

立会人 ▲▲▲▲▲

交付市町村名 令和 年 月 日

交付年月日

船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名 県 郡(市) 町村

↓職・氏名を記名（ゴム印可）

↓氏名を必ず自書すること
（ゴム印不可）

表

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇選挙

不在者投票

(外封筒)

〇〇選挙
管理委員
会印

投票者 ● ● ● ● ●

(代理記載人 ▲ ▲ ▲ ▲ ▲)

注意 投票者欄の氏名は必ず
自分で書いてください。

投票区	住所	名簿番号	性別
		ページ	男
		番	女

〇 不在者投票の代理投票の仮投票の場合（注 代理記載人の氏名も記載する。）

↓代理記載人に投票者の氏名を記載させる
↓代理記載人に代理記載人本人の氏名を記載させる

裏

投票年月日 令和●●年●●月●●日 投票場所 ● ● ● ● ●

不在者投票管理者 ● ● ● ● ●

立会人 ▲ ▲ ▲ ▲ ▲

交付市町村名

交付年月日 令和 年 月 日

船員が登録されている選挙人名簿の属する市町村名 県 郡(市) 町村

↓記入する

↓職・氏名を記名（ゴム印可）

↓氏名を必ず自書すること（ゴム印不可）

1 6 青 森 県 内 の 選 挙 管 理 委 員 会 の 所 在 地 一 覧
(令和7年4月1日現在)

	県市町村名	電話番号	郵便番号	所 在 地
県	青 森 県	017-734-9076	030-8570	青森市長島1-1-1
市	青 森 市	017-734-5822	030-0801	青森市新町1-3-7 駅前庁舎4階
	弘 前 市	0172-35-1129	036-8551	弘前市大字上白銀町1-1
	八 戸 市	0178-43-9167	031-8686	八戸市内丸1-1-1
	黒 石 市	0172-52-2111	036-0306	黒石市大字内町24-1
	五所川原市	0173-35-2111	037-8686	五所川原市字布屋町41-1
	十 和 田 市	0176-51-6778	034-8615	十和田市西十二番町6-1
	三 沢 市	0176-53-5111	033-8666	三沢市桜町1-1-38
	む つ 市	0175-22-7678	035-8686	むつ市中央1-8-1
	つ が る 市	0173-42-2540	038-3192	つがる市木造若緑61-1
	平 川 市	0172-55-5392	036-0104	平川市柏木町藤山25-6
東津軽郡	平 内 町	017-755-2111	039-3393	平内町大字小湊字小湊63
	今 別 町	0174-35-2001	030-1502	今別町大字今別字今別167
	蓬 田 村	0174-27-2111	030-1211	蓬田村大字蓬田字汐越1-3
	外ヶ浜町	0174-31-1111	030-1393	外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2
西津軽郡	鰺ヶ沢町	0173-82-0912	038-2792	鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321
	深 浦 町	0173-74-2111	038-2324	深浦町大字深浦字苗代沢84-2
中津軽郡	西目屋村	0172-85-2111	036-1492	西目屋村大字田代字神田57
南津軽郡	藤 崎 町	0172-88-8209	038-3803	藤崎町大字西豊田1-1
	大 鰐 町	0172-48-2111	038-0292	大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3
	田 舎 館 村	0172-58-2111	038-1113	田舎館村大字田舎館字中辻123-1
北津軽郡	板 柳 町	0172-73-2111	038-3692	板柳町大字板柳字土井239-3
	鶴 田 町	0173-22-2111	038-3595	鶴田町大字鶴田字早瀬200-1
	中 泊 町	0173-57-2111	037-0305	中泊町大字中里字紅葉坂209
上北郡	野 辺 地 町	0175-64-2111	039-3131	野辺地町字野辺地123-1
	七 戸 町	0176-68-2111	039-2792	七戸町字森ノ上131-4
	六 戸 町	0176-55-3111	039-2392	六戸町大字犬落瀬字前谷地60
	横 浜 町	0175-78-2111	039-4145	横浜町字寺下35
	東 北 町	0176-56-3111	039-2696	東北町字塔ノ沢山1-94
	六ヶ所村	0175-72-2111	039-3212	六ヶ所村大字尾駁字野附475
	おいらせ町	0178-56-2111	039-2192	おいらせ町中下田135-2
下北郡	大 間 町	0175-37-2111	039-4601	大間町大字大間字奥戸下道20-4
	東 通 村	0175-27-2111	039-4292	東通村大字砂子又字沢内5-34
	風間浦村	0175-35-2111	039-4502	風間浦村大字易国間字大川目28-5
	佐 井 村	0175-38-2111	039-4711	佐井村大字佐井字糠森20
三戸郡	三 戸 町	0179-20-1111	039-0198	三戸町大字在府小路町43
	五 戸 町	0178-62-2111	039-1513	五戸町字古館21-1
	田 子 町	0179-32-3111	039-0292	田子町大字田子字天神堂平81
	南 部 町	0178-76-2111	039-0592	南部町平字広場28-1
	階 上 町	0178-88-2111	039-1201	階上町大字道仏字天当平1-87
	新 郷 村	0178-78-2111	039-1801	新郷村大字戸来字風呂前10